

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
地図用紙2号(46全)	地理情-13
	作成 令和3年7月5日
	変更
	作成部隊等名 地理情報隊

1 総則

1.1 適応範囲

この仕様書は、地理情報隊で使用する地図用紙2号(46全)について規定する。

2 製品に関する要求

- 2.1 紙料は化学パルプを主とし、未咽パルプ、碎木パルプを加えないものとする。
- 2.2 抄造種別は、長網抄紙機によるものとする。
- 2.3 仕上げ方法はシーズニングを行うものとする。コンディショニング後含水量は6~7%とする。
- 2.4 仕上げ寸法は、788mm×1,091mm許容範囲±1.5mmとする。
- 2.5 坪量は、メートル坪量90gを基準とし、許容範囲±5%とする。
- 2.6 紙の厚さは、全面均一で0.108mmを基準とし、許容範囲±5%とする。
- 2.7 品質的事項
 - 2.7.1 用紙断裁：用紙各辺は平行かつ四隅は直角で、切り口は整一にして湾曲を局限すること。
(ギロチン仕上げを行う)
 - 2.7.2 繊維の流れ目：繊維方向は長辺に平行であること(縦目)
 - 2.7.3 紙面：両面ともオフセット印刷に適すること。
 - 2.7.4 筆記性：紙は乾燥状態において、鉛筆及び筆記インキで筆記するのに適当であり、湿潤状態においては鉛筆及び脂肪性クレヨンで筆記するのに適当であること。(湿潤状態とは、23℃水中に1時間紙料を浸漬にして過剰水を抜きとった状態をいう。)
 - 2.7.5 磨耗性等：紙面は消しゴム(JIS-S6050)及び削刀で摩擦して、起毛しないこと。
消しゴム及び削刀等で消し、ペンで紙面を傷つけない程度に線を引いたとき、完全に線条鮮明でにじみがでないこと。
 - 2.7.6 個着性：紙は、湿潤状態において、相互に密着を起こさないこと。
 - 2.7.7 色合い：均一性のあるさえた白さを有すること。
- 2.8 印刷適性及び条件
 - 2.8.1 カールその他の紙くせ：オフセット印刷機(自動、手差し)の給紙不完全及び多色印刷機の各胴間受渡しに際して、だぶりの原因となるようなカール、ひじわなど紙くせのないこと。
 - 2.8.2 地合い：均一な地合いを有し、かつ印刷の支障となる紙粉の出現しないものとし、地図内容を誤認する恐れのあるチリを含まないものであること。
 - 2.8.3 インキのつき：インキの吸収性、紙の表面は平滑でインキの受容性が良く、多色印刷機による高速印刷にも適当なインキ吸収性をもつものであること。
 - 2.8.4 変色：太陽光線の直射を受けた場合でも、短時間で紙焼けがあつてはならない。フェードメーターを使用して3時間照射後、白色度低下5%以内を標準とする。
 - 2.8.5 紙面：裏表の差がないこと。
 - 2.8.6 耐久性：通常の状態で使用申又は、貯蔵中もろくならないこと。
 - 2.8.7 含有水分：RH50%、±5%で平衡であること。

3 品質保証

- 3.1 紙の物理化学適性：用紙を物理化学的に試験した場合、別紙1の規定に適合すること。
- 3.2 試験方法
 - 3.2.1 物理化学適性：試験を実施するには、JIS-P8111試験用紙の前処置に準ずる方法を実施したのち行うものとする。
 - 3.2.2 伸縮度試験：RH60%~80%に変化させたときの寸法変化率を測定すること。
 - 3.2.3 不透明度：ハンターの反射計を使用し、対比法により測定すること。
- 3.3 検査：国又は公的機関等で実施した物理化学適性検査に関する試験分析成績書を1部添付すること。

4 出荷条件

- 4.1 単位：包装単位は、250枚とする。
- 4.2 包装：クラフト紙(70g/m²以上)で内装し、ターポリン紙又はラミネートクラフト紙で外装する。(但し、用紙の上面、下面に色付上質紙の当紙を行うものとする。)
- 4.3 包装の合わせ目：クラフト粘着テープでシールする。
- 4.4 包装の標示：包装1包みごとに次の項目を表示する。
 - 連量：77.5kg/連
 - メートル坪量：90g/m²
 - 包装の枚数：250枚
 - 寸法：788mm×1,091mm

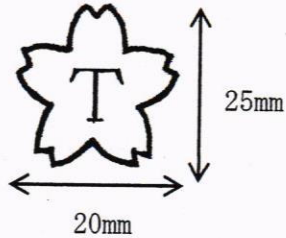
流れ目：縦目
納入業者名
製造所名

5 その他の指示

5.1 見本提示：前項各項にない紙質等については、見本紙によるものとし納入以前に提示するものとする。

5.2 透かし

5.2.1 透かしを入れること。透かしの寸法は、25mm×20mmとし、中央に「T」を表示する。

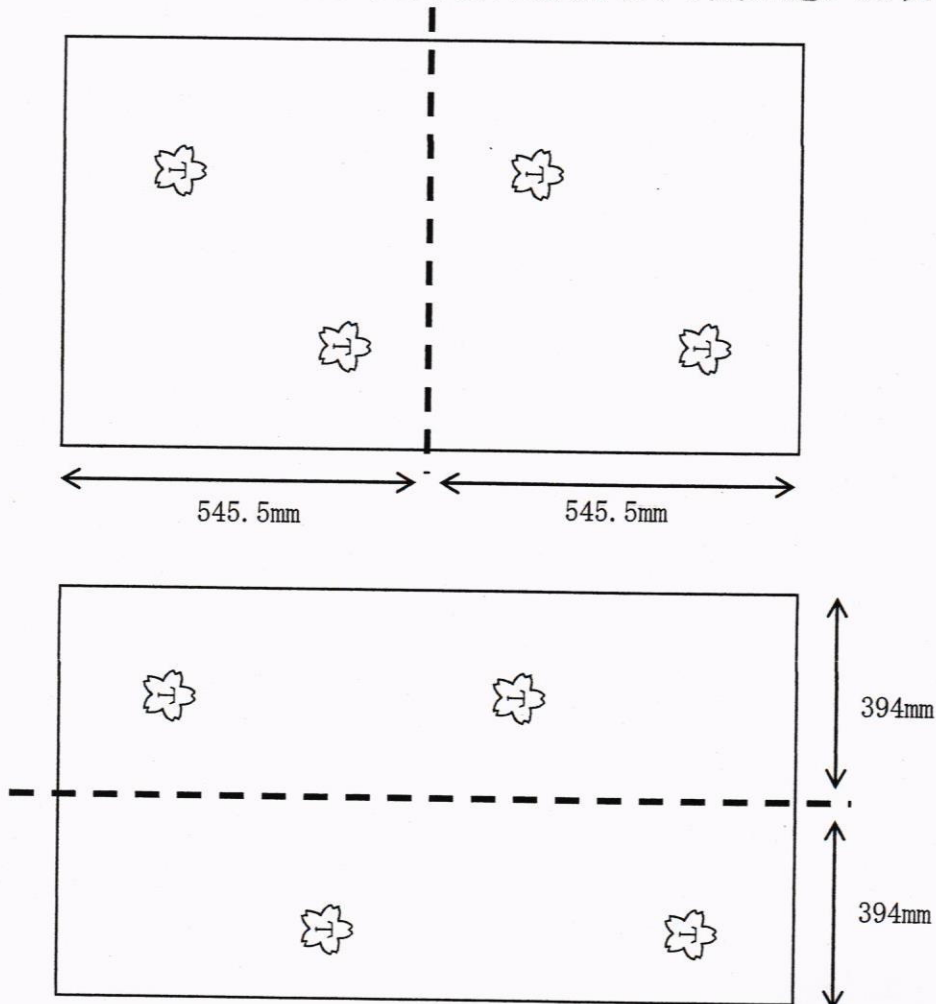


5.2.2 透かしの位置

地図用紙を長辺方向又は短辺方向に半裁した場合においても双方に完全な形で入る位置に透かしを入れること。

5.2.3 透かしの密度

下図条件を満たす密度とし、地図用紙を半裁した場合、必ず2個以上透かしが入るものとする。



5.3 部隊は不用な地図用紙パレットがまとまった時点で、(約100枚基準)納入業者に連絡し引き取りを依頼することができる。

5.4 本仕様書に明記のない事項、もしくは疑義を生じた場合は、契約担当官の指示による。